

令和元年度版

いるましの環境

～第二次入間市環境基本計画環境報告書～

人と環境が共生するまちをめざして



— 入間市 —

※この冊子は「第二次入間市環境基本計画」に基づき、平成30年度における本市の環境の現状等について、主に進行管理指標を中心に年次報告書としてまとめたものです。市民・事業者・民間団体等の方々に、入間市の環境の現状と、本市の施策に対するご理解とご協力を深めていただくための一助となれば幸いです。

は じ め に

私たちのまち入間は、加治丘陵や入間川、広大な茶畑などの豊かな自然に恵まれたまちです。

私たちは、この恵まれた環境の恩恵を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有しています。そのためには市、市民及び事業者が共通の認識に立って、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と環境が共生するまちづくりに取り組まなければなりません。このような背景を踏まえ、平成10年9月に環境の保全及び創造に関する取り組みの基本となる入間市環境基本条例を制定しました。

また、平成11年3月に、地球温暖化防止の取り組みを推進するため、「エコいるま行動計画」を策定し、環境にやさしい職場づくりの取り組みを始めました。さらに、平成12年3月には入間市環境基本条例に基づき「入間市環境基本計画（第一次計画）」を策定しました。

「第一次入間市環境基本計画」は、平成12年度から平成21年度までを計画期間として取り組み、一定の成果を上げることができました。現在は第一次計画を見直し、平成22年度から令和元年度までを計画期間とした「第二次入間市環境基本計画」に取り組んでいます。

また、「エコいるま行動計画」については平成19年3月に「入間市地球温暖化対策実行計画」として改訂しました。平成17年度の温室効果ガスの排出量を基準に、平成23年度まで5%削減することを目指し、目標以上の成果をあげました。平成30年3月に策定した「第四次入間市地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉」では、令和4年度までに累計で9,990[t-CO₂]以上の温室効果ガスの削減を目指し取り組んでいます。

目 次

第1章 総説

1-1 第二次入間市環境基本計画の策定趣旨	2
1-2 第二次入間市環境基本計画の概要	2
1-3 第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定趣旨	4
1-4 第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要	5
1-5 環境マネジメントシステムの概要	5
1-6 環境マネジメントシステムの進行管理	6
1-7 入間市環境審議会、EMS推進会議、入間市環境まちづくり会議の役割	6
1-8 いるましの環境	6

第2章 第二次環境基本計画の進捗状況

2-1 基本方針1	8
2-2 基本方針2	10
2-3 基本方針3	13
2-4 基本方針4	16
2-5 基本方針5	18
2-6 基本方針6	20
2-7 総合結果・評価	22

第3章 環境マネジメントシステム

3-1 環境マネジメントシステムシステムの取り組み	24
---------------------------	----

第4章 第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

4-1 目的	26
4-2 結果・解説	26

資料

進行管理指標	32
平成30年度温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）	48

第1章 総 説

- 1-1 第二次入間市環境基本計画の策定趣旨
- 1-2 第二次入間市環境基本計画の概要
- 1-3 第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定趣旨
- 1-4 第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要
- 1-5 環境マネジメントシステムの概要
- 1-6 環境マネジメントシステムの進行管理
- 1-7 入間市環境審議会、E M S 推進会議、入間市環境まちづくり会議の役割
- 1-8 いるましの環境

第1章 総 説

1-1 第二次入間市環境基本計画の策定趣旨

近年、人口増加や経済成長に伴ってエネルギー・資源の消費増大や地球温暖化などの問題が深刻化しています。特に、地球温暖化問題については、日本の平均気温が100年の間に約1℃上昇しています。ヒートアイランド効果のある東京都市部及びその周辺ではさらに約2℃上昇し、夏には猛暑日や熱帯夜が観測されています。また、ゲリラ豪雨やエルニーニョ現象などの影響により、人々の健康や生活環境、経済社会にも深刻な影響を及ぼしています。

日本では、平成17年2月の「京都議定書」発効を契機に、持続可能な社会（健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、次世代にも継承することができる社会）を目指し、国際的な取り組みが進んでいます。

入間市においては、平成12年に策定した入間市環境基本計画に基づいて、各種環境保全施策の推進と、市民、事業者、民間団体及び市の各主体による取り組みを指針に具体的施策に取り組み、確実にその成果が表れつつあります。

また、市民の環境に対する意識にも変化がみられ、快適な都市機能と良好な環境を兼ね備えたまちづくりに対するニーズが高まるとともに、市民、事業者、民間団体及び市がパートナーシップを育み、環境保全の取り組みが行われています。

このような中、策定した第二次入間市環境基本計画に基づき、第一次計画の評価と課題を踏まえ、上位計画である第6次入間市総合計画との整合性を図りながら、本市を取り巻く環境や社会状況の変化などへ各担当部署が具体的施策を進行管理して、的確に対応していきます。

1-2 第二次入間市環境基本計画の概要

入間市では4つの望ましい環境像を実現するため、6つの基本方針を指針として各基本施策を取り決め、目標を設定しています。そして、目標実現のために施策を項目ごとに分類し、それぞれ具体的施策や進行管理指標を設定しています。

計画期間については、平成20（2008）年度を基準年度とし、平成22（2010）年度から令和元（2019）年度までの10年間とします。なお、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じ、平成26年度に進行管理指標の見直しを行い、131項目の指標を整理して平成27年度からは121項目の進行管理指標としました。

それぞれの進行管理指標について、各担当が令和元年度の目標に向けて取り組み、年度ごとに実績を報告します。

入間市の4つの望ましい環境像

- ① すべての人がお互いのつながりを大切にして、環境の保全及び創造に主体的に取り組むことができるまち
- ② 他の生物と共に生き、次世代からの預かりものとして豊かな自然を守り引き継ぐことのできるまち
- ③ 産業や歴史・文化が大切にされ、時間と空間にゆとりのある誰もが住み良さを感じられるまち
- ④ 生活者としての感覚を活かし、身近な生活レベルから地球環境の保全に貢献できるまち

6つの基本方針

基本方針1 環境意識を持ち、自発的に行動する市民になる

積極的に環境への意識を持ち、自ら環境活動に取り組むことのできる「行動する市民」を増やすため、場や機会づくりを推進し、民間団体の環境活動への支援を進めます。

基本方針2 安心して健康に暮らせる生活環境を保全する

きれいな大気や水質を守り、騒音・振動・悪臭を防止するとともに、土壌・地下水や有害化学物質による汚染を未然に防止するなど、誰もが健康で安全な生活を営むことのできる生活環境を保全します。

基本方針3 豊かな自然環境を保全・再生して、活かす

丘陵、雑木林、畑、川、湿地などの自然を次世代に引き継ぐために、丘陵や湿地の確保を図るとともに、市民との協働による維持管理の仕組みづくりや、市民が自然とふれあえる仕組みづくりを進めます。また、水と緑をつなぎ、緑の回廊づくりに努めます。

基本方針4 うるおいとやすらぎのある、住み良い環境のまちをつくる

市民との協働により、安心安全でうるおいのあるまちづくりを推進するとともに、先人から受け継いだ歴史的、文化的遺産を大切に守ります。また、人間らしい景観の保全、整備に努め、環境にやさしい交通システムを構築することで快適でうるおいのあるまちづくりを推進します。

基本方針5 環境負荷を低減して、循環型の社会をつくる

限りあるエネルギーや資源の有効利用、新エネルギーの利用を進めるとともに、ごみの減量や再使用・再利用の推進、グリーンコンシューマーの取り組み、環境配慮の事業活動の取り組みなどによって、持続可能な循環型社会を構築していきます。

基本方針6 地球環境保全のために貢献をする

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、年々深刻な状況となっています。私達は、“地球市民”の一員としての認識を持ち、地球温暖化防止、生物多様性の保全に向けて行動していきます。また、国際交流を通じて地球環境保全への取り組みを進めます。

1-3 第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定趣旨

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面の上昇が観測されています。日本においても、年平均気温は様々な変動を繰り返しながら上昇しており、台風等による被害、農作物や生態系への影響が観測されています。

地方公共団体は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」の規定により、事務及び事業から発生する温室効果ガスの排出等のための措置に関する計画（実行計画）を策定することが義務付けられています。入間市では、それまで全庁で取り組んできた「エコいるま行動計画」（平成11年3月策定）の取組を継承し、同計画に不足している温室効果ガスの排出量の把握などの要素を加えて平成19年3月に「入間市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

その後、第二次計画、第三次計画を策定し、平成30年3月末で第三次計画期間が満了したことから、新たに平成30年度から令和4年度までの5年間を計画期間とする「第四次入間市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

1－4 第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要

平成10年10月9日に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律」は地球温暖化対策の推進に関する国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みとして、平成11年4月8日より全面施行されました。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」は、国、都道府県及び市町村に対して、それぞれの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための実行計画を策定・公表するとともに、その実施状況を公表するよう求めています。

市では、事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出量を効果的に削減していくため、国の基本方針に従い、6つの分野の取り組みを推進しています。

- (1) 省エネルギー
- (2) 省資源
- (3) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (4) グリーン購入
- (5) 施設管理
- (6) 入間市発注の公共工事、業務委託等に関する配慮

運用については、環境マネジメントシステムをツールとして、具体的な取り組み事項を進めていきます。推進・点検等の進行管理については、温室効果ガス排出量の取りまとめをEMS事務局で行い「いるましの環境」で公表します。

また、計画を全庁的に推進していくためには、職員一人一人が、事務事業における環境への負荷を自覚し、環境に配慮した行動を展開していくことが不可欠であることから、職員研修や職場研修、情報提供を行います。

1－5 環境マネジメントシステムの概要

入間市の環境マネジメントシステムは、平成15年12月にISO14001を外部機関の審査によって認証・登録を行いました。平成20年4月からは、埼玉県西部地域まちづくり協議会（構成市：所沢市、飯能市、狭山市、入間市）において4市合同で国際規格に適合していることを自己責任、自己決定する、「自己宣言」に移行し、引き続き環境負荷の削減に努めていくことになりました。

しかし、ISO14001の改訂や社会情勢などを鑑み、同協議会はダイア4市合同自己宣言について、平成27年3月31日に取り下げを行い、平成28年4月からは、独自の環境マネジメントシステムを構築し運用しています。

1-6 環境マネジメントシステムの進行管理

平成28年度から運用を開始した環境マネジメントシステム（EMS）では、本庁舎の各課と庁外施設を対象とし、省エネルギー、省資源、グリーン購入等の取組内容について各課の目標を設定し運用しています。PDCAサイクル（計画：Plan、実施：Do、点検：Check、見直し：Act）を繰り返すことによって、計画の実行結果と当初の計画との比較から、必要な措置を行います。そして、環境影響の改善を継続的に進めることで、施策の実現を図っています。

また、EMS推進会議における総合調整、入間市環境審議会による総合的な点検、及び年次報告書の作成・公表などの取り組みを進めます。

1-7 入間市環境審議会、EMS推進会議、入間市環境まちづくり会議の役割

入間市環境審議会は、市民や事業者、知識経験者などの参加のもと、環境の現況や環境の保全及び創造に関する各種施策の進捗状況などを点検、評価し、市民意見などを踏まえて、必要に応じてより効果的な施策を検討し提言する役割を担います。

また、市が環境の保全及び創造に向けた具体的な施策を推進していくためには、庁内の横断的かつ総合的な調整や連携が必要不可欠となります。EMS推進会議は、環境の現況、市民や入間市環境審議会からの意見・提案を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策の推進や計画（地球温暖化対策実行計画も含む）の進行管理について、総合的な調整や点検を行うとともに、各担当課の取り組みを推進していく役割を担います。

入間市環境まちづくり会議は、市民、事業者、民間団体及び市がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ、協働して環境保全活動を行い、「望ましい環境像」を実現していくための推進組織として、平成13年7月に設立されました。そして、第二次環境基本計画を効果的に推進するため、すべての主体の参加のもと、全市的な組織として、施策を自主的かつ積極的に推進していく役割を担います。

1-8 いるましの環境

「いるましの環境」は、環境行政の総合的かつ計画的な施策展開を図るため、年度ごとに環境の現状と主な施策の実施状況について実績を取りまとめ、市民に公表していきます。同時に、地球温暖化対策実行計画の進捗状況も報告するものです。

本書は、「第二次環境基本計画」、「環境マネジメントシステム」、「第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の分野における平成30年度の実績を評価したものです。

第2章 第二次環境基本計画の進捗状況

- 2-1 基本方針1
- 2-2 基本方針2
- 2-3 基本方針3
- 2-4 基本方針4
- 2-5 基本方針5
- 2-6 基本方針6
- 2-7 総合結果・評価

第2章 第二次環境基本計画の進捗状況

2-1 基本方針1「環境意識を持ち、自発的に行動する市民になる」

(1) 基本施策：行動する人をつくる

目標：①環境アドバイザーの登録を常時30人以上にします。

(2) 基本施策：行動する場・機会をつくる

目標：②環境学習・活動の場・機会を増やします。

(3) 基本施策：団体の活動力を高め、連携を強化する

目標：③環境活動を行う市民や民間団体を支援し、連携の機会を増やします。

(1) 行動する人をつくる

①環境アドバイザーの登録を常時30人以上にします。

平成29年度から令和元年度の登録期間の環境アドバイザーの登録者数は14人です。

環境市民講座等の講師として、環境アドバイザーを8人派遣しました。

(2) 行動する場・機会をつくる

②環境学習・活動の場・機会を増やします。

平成30年度も多くの環境学習の場・機会を提供することができました。

市民、事業者、民間団体及び市が協働して第7回いるま環境フェアを開催し、関東地方に台風が接近するなか、多くの来場者に環境に関する様々なPRをすることができました。

入間市環境まちづくり会議の主催によるハッ場ダム見学会、環境アドバイザーによる市民向け環境講座の開催など、各種事業を展開しました。

自然環境については、自然かんさつ会、自然展を開催し、市民に自然とふれあい学習する場を提供しました。自然かんさつ会については、年9回開催しました。また、毎年度、記録・観察等を含めた「かんさつ会だより」を配布しています。

地域の歴史・自然・文化財や地場産業に関する講座として、博物館の調査研究成果を公開発表しました。また、学校との連携による環境学習の実施については、博物館授業、学校教育支援講座を実施し、それぞれについて目標値を上回りました。

(3) 団体の活動力を高め、連携を強化する

③環境活動を行う市民や民間団体を支援し、連携の機会を増やします。

環境まちづくり会議では、市民活動センターに登録している環境に関する民間団体を中心に交流会を開催し、活動内容等の情報交換を行いました。また、9月に開催された第7回いるま環境フェアでは、環境団体として37団体が参加し、互いの取り組みを理解し合うことができました。

2-2 基本方針2「安心して健康に暮らせる生活環境を保全する」

(1) 基本施策：きれいな空気を守る

目標：①二酸化窒素にかかる環境基準の達成を維持します。

②低公害車導入を推進します。

(2) 基本施策：きれいな水を守る

目標：③BOD（生物化学的酸素要求量）を入間川で1mg/l以下、霞川で2mg/l以下、不老川で5mg/l以下を維持します。

④公共下水道の維持管理に努めます。

(3) 基本施策：騒音・振動・悪臭を防止する

目標：⑤工場、事業所における騒音・振動・悪臭の防止のための取り組みを推進します。

(4) 基本施策：土壌・地下水の汚染を防止する

目標：⑥工場、事業所における土壌や地下水の汚染防止のための取り組みを推進します。

(5) 基本施策：有害化学物質による汚染を防止する

目標：⑦ダイオキシン類の環境基準を維持します。

⑧アスベストによる健康被害を防止します。

(1) きれいな空気を守る

①二酸化窒素にかかる環境基準の達成を維持します。

二酸化窒素の環境基準について、環境基準である0.06ppmを大きく下回り、目標を達成しました。

表2-1 富士見公園（東町1丁目）における二酸化窒素値

年 度	H30	基準値
年平均値	0.027ppm	0.06ppm
基準達成	○	以下

②低公害車導入を推進します。

庁用車の低公害車導入については、大気汚染物質の排出量が少なく環境負荷の少ない自動車への転換に取り組んでいますが、平成30年度は、8台を低公害車に買い替え、低公害車導入率が40.5%になりました。令和元年度以降も順次、低公害車への買い替えを予定しています。

(2) きれいな水を守る

③BODを入間川で1mg/ℓ以下、霞川で2mg/ℓ以下、不老川で5mg/ℓ以下を維持します。

入間川、霞川、不老川におけるBODについて、入間川では1mg/ℓ、霞川では2mg/ℓ、不老川では5mg/ℓと目標を定めています。平成30年度に4回測定を行った平均値は、入間川で2地点、霞川で1地点、不老川で2地点において目標値を超えています。水量の少ない冬季に測定した数値が高かったことで、平均値も上がりましたが、春、夏、秋に測定した数値は、おおむね目標値を下回っています。

生活排水対策については、不老川流域が生活排水対策重点地域に指定されているため、流域内市民を対象に啓発活動を行っています。平成30年度は藤沢地区第9区、第11区約750世帯を対象に説明会を実施しました。また、単独処理浄化槽・くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、河川浄化の推進に努めました。

表2-2 入間川、霞川、不老川における測定地点とBOD (mg/ℓ) [年4回の平均]

入間川		霞川			不老川			
上 橋	狭山市境	青梅市境	いるま野農協 東金子支店裏	万年橋	瑞穂町境	大森調節池上流	上林川 合流点上流	狭山市境
2.6	1.9	1.0	4.2	1.5	11	5.3	2.0	1.4

④公共下水道の維持管理に努めます。

公共下水道（污水）については、平成30年度は市街化区域に対して、公共下水道整備率は98.14%でした。

(3) 騒音・振動・悪臭を防止する

⑤工場、事業所における騒音・振動・悪臭の防止のための取り組みを推進します。

騒音については、市報で注意を呼び掛けています。事業所に対しては、騒音・振動の指導を行いました。

悪臭については、原因を特定することに努めました。また、畜産業の悪臭対策としては、4団体へ脱臭剤購入費用に対する補助を行いました。

(4) 土壌・地下水の汚染を防止する

⑥工場、事業所における土壌や地下水の汚染防止のための取り組みを推進します。

市内の1地点において、有機塩素系溶剤（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）による地下水汚染を調査しました。平成29年度は環境基準を下回りまし

たが、平成30年度の調査では環境基準を上回りましたので、引き続き調査を行います。

(5) 有害化学物質による汚染を防止する

⑦ダイオキシン類の環境基準を維持します。

市内のダイオキシン類の調査では夏、冬に各1回測定し、これまでの調査結果が環境基準の10分の1以下で安定しているため、平成24年度からは入間市役所1ヶ所で測定を行っています。

ごみ焼却施設の排出ガス測定では環境基準値を下回り、ダイオキシン類の環境基準を満たしました。ごみ焼却施設の焼却炉におけるダイオキシン類の濃度測定については、排ガス中と灰(固化灰)中の測定を毎年1回、1号炉から3号炉の3つの炉を測定しています。

また、灰中濃度の測定については、最終処分場埋め立て時の状態である固化灰の濃度を測定しています。(有害化学物質等の測定におけるダイオキシン類については法律で年1回と定められています。)

表2-3 各測定地点におけるダイオキシン類の濃度

調査地点	H30 夏期 調査結果	H30 冬期 調査結果	H30 平均値	環境基準 達成状況	環境基準
入間市役所	0.017	0.026	0.022	○	年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下

表2-4 各炉におけるダイオキシン類の濃度

測定日	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉
	排ガス中濃度			灰(固化灰)中濃度		
	ng-TEQ/m ³ N			ng-TEQ/g		
平成30年7月	2.0	1.3	1.8	1.9 (1~3号炉の混合灰)		
環境基準	5.0			3.0		

⑧アスベストによる健康被害を防止します。

公共施設におけるアスベストを含む建物の解体工事等はありませんでしたが、事故はありませんでした。

2-3 基本方針3「豊かな自然環境を保全・再生して、活かす」

(1) 基本施策：残された雑木林の自然を守り、活かす

目標：①加治丘陵保有用地の取得面積を 100ha 以上に増やします。

②平地林の維持に努めます。

③住民と地権者との協力による雑木林の維持管理の仕組みをつくります。

(2) 基本施策：水の循環を守り、水辺の自然を再生する

目標：④水環境の健全化に努めます。

⑤水辺の自然の再生に努めます。

(3) 基本施策：畑を守り、活かす

目標：⑥現在の農地面積の確保に努めます。

⑦環境にやさしい農業の支援に努めます。

(4) 基本施策：水と緑をつなぎ、緑の回廊をつくる

目標：⑧水辺の緑の保全・再生を図り、連続した緑の帯の形成に努めます。

(5) 基本施策：身近な自然とのふれあいの機会を増やす

目標：⑨散策や自然観察ができる場を増やします。

⑩河川・雑木林の生物を市民参加でモニタリングする仕組みをつくり
ます。

(1) 残された雑木林の自然を守り、活かす

①加治丘陵保全用地の取得面積を 100ha 以上に増やします。

平成30年度の加治丘陵保全用地の取得面積は2.3haでした。累計取得面積は、115.1haとなり目標値を達成しておりますが、今後も用地の取得を継続していきます。

また、加治丘陵山林ボランティア団体は14団体存在しており、年間を通して間伐や下草刈り、山道の整備などを行い、約24haの山林が管理され、良好な自然環境が保たれています。

※ 1ha (ヘクタール) = 10,000㎡ (平方メートル)

②平地林の維持に努めます。

保護樹林・市民の森の保全については、平成17年度から保護樹林の新規指定を凍結し、条例に基づく市街化区域の500㎡以上の樹林地の指定を終えている状況です。

平成30年度末の指定面積は1,302㎡の指定解除により、54,045.62㎡となっています。

指定面積は年々減少しておりますが、都市化が進む市街地に残された緑を守るという重要な役割があるため、地権者の理解を得ながら、現状維持に努めていきます。

③住民と地権者との協力による雑木林の維持管理の仕組みをつくります。

加治丘陵、狭山丘陵内の雑木林については、ボランティアや森林サポータークラブの手によって管理が行われています。一方、市街地の保護樹林については、業者委託により管理が行われています。

(2) 水の循環を守り、水辺の自然を再生する

④水環境の健全化に努めます。

歩道への透水性舗装の延長及び設置については、都市計画道路学園通り線整備事業では195.6m、市道幹63号線整備事業では438.8mをそれぞれ延長しました。

今後も、都市計画道路や幹線道路の歩道の新設・改良に伴う舗装を透水性として実施していく予定です。

不老川流域における雨水浸透ますの設置補助件数は1件でした。

浸透トレンチ管の設置については、57件の申請がありました。開発許可等において、設置を依頼しております。

雨水利用タンクの設置については、6件の補助をしました。

(3) 畑を守り、活かす

⑥現在の農地面積の確保に努めます。

事情により耕作が困難となった農地について、畑の管理に困っている土地所有者から借受け等を望む声は多くあり、農地中間管理事業を活用し、農業の生産性の向上に取り組みました。平成30年度の農地中間管理事業において活用が図れた面積は、約38haです。耕作困難な農地については、引き続き農地中間管理事業の活用を図り、農地面積の確保に努めます。

⑦環境にやさしい農業の支援に努めます。

環境にやさしい農業活動の支援としては、生分解性マルチシートや環境配慮資材等の購入を促進するため、生産者団体に対して購入費用の補助を行ったほか、有機質を多く含んだ堆肥についても、生産者への補助を行いました。また、環境保全型農業を実施している生産者団体に対して、国・県・市から営農活動に対する補助を行いました。

この取り組みの背景には、消費者の農産物に対する安全指向の高まりや、環境へ配慮した生産活動に対する社会的な高まりがあり、これに応えるべく継続的に事業を実施したことにより、環境負荷の低減を図ることができました。

(4) 水と緑をつなぎ、緑の回廊をつくる

⑧水辺の緑の保全・再生を図り、連続した緑の帯の形成に努めます。

牛沢の斜面林を公有地化・借地契約し、保全を行っています。また、「谷田の泉」周辺の斜面林を公有地化し保全を行っています。

その他、入間川や霞川近くの樹林を保護樹林や市民の森として保全しています。

(5) 身近な自然とのふれあいの機会を増やす

⑨散策や自然観察ができる場を増やします。

自然かんさつ会、自然展を開催し、市民に自然とふれあい、学習する場を提供しました。また、さいたま緑の森博物館では、稲作体験教室や雑木林体験教室、夏休み工作教室、自然観察会等、市民が身近な自然にふれあえるイベントを開催しています。

⑩河川・雑木林の生物を市民参加でモニタリングする仕組みをつくります。

入間市自然かんさつ会を開催し、見ることできた鳥・植物・昆虫を観察し、かんさつ会のしおりや、かんさつ会だよりにまとめています。

2-4 基本方針4「うるおいとやすらぎのある、住み良い環境のまちをつくる」

(1) 基本施策：安心安全な住み良いまちをつくる

目標：①安心安全な住み良い環境のコミュニティづくりを進めます。

(2) 基本施策：緑豊かな市街地をつくる

目標：②市街化区域の緑被率を現状維持（18.2％）に努めます。

(3) 基本施策：歴史・文化が大切にされた美しい空間を形成する

目標：③歴史的文化財の保護や入間らしい景観の保全・整備に努めます。

(4) 基本施策：環境にやさしい交通システムを構築する

目標：④歩道の段差解消に努めます。

⑤公共交通網の充実に努めます。

⑥自転車駐車場の充実に努めます。

(1) 安心安全な住み良いまちをつくる

①安心安全な住み良い環境のコミュニティづくりを進めます。

交通バリアフリー対策工事として、入間市駅南口付近の街路樹の根による歩道の盛り上がりもなくす等、歩道の段差解消工事を行いました。

今後も予算の範囲内で交通バリアフリー対策工事を年1ヶ所以上行っています。

地区計画の導入件数は、平成30年度末で10地区、届出件数は83件でした。

今後、計画を導入できる地区がある場合は導入していきます。

(2) 緑豊かな市街地をつくる

②市街化区域の緑被率を現状維持（18.2％）に努めます。

平成29年度に行った緑地現況調査では、市街化区域の緑被率は16.6％でした。平成30年度は、狭山台土地区画整理事業で2ヶ所の都市公園を整備しました。

開発の進む中で、生け垣設置補助や、苗木配布により住宅地の緑化を推進し、緑被率の向上に努めています。

また、公共施設の積極的な緑化や、宅地開発や工場建設に際し、緑地の確保を指導し、出来る限り緑地を確保するように努めています。

(3) 歴史・文化が大切にされた美しい空間を形成する

③歴史的文化財の保護や入間らしい景観の保全・整備に努めます。

平成30年度の入間市内の指定文化財等件数は、指定文化財75件、登録文化財

3件でした。文化財は、郷土の歴史・文化を理解する上で重要な文化遺産であり、将来にわたって保護していく必要があります。今後も文化財の調査・研究を通じて、後世に文化財を多く残せるよう努めていきます。また、文化財説明板等については、平成30年度に指定された文化財1件の新規説明板を設置しました。また、破損した説明板1件の修繕を行いました。講座については、西洋館講座や出前講座、文化財めぐり等の各種講座の実施、埋蔵文化財調査報告書の刊行により、市民の文化財保護意識の向上を図りました。

(4) 環境にやさしい交通システムを構築する

④歩道の段差解消に努めます。

歩行者の安全を確保するため、平成30年度は3路線で歩道延長約1,360mの整備を行いました。

⑤公共交通網の充実に努めます。

民間バスについては、路線数が38路線、運行本数は往路が339便、復路が331便であり、路線数は目標を上回っているものの、運行本数については目標値に届きません。地域ニーズに応じた増便、路線の増設をバス事業者に対して可能な限り要請し、利用者数の増加を目指していきます。

入間市コミュニティバスは、入間市地域公共交通網形成計画に基づき、「ていーろ一ど」と「ていーワゴン」に再編されました。平成30年度のていーろ一どの1便当たりの利用者数は7.9人、ていーワゴンの1便当たりの利用者数は1.37人でした。より利便性の高い公共交通を目指すため、入間市地域公共交通協議会を中心に検討していきます。

⑥自転車駐車場の充実に努めます。

市内における公設の自転車駐車場が13ヶ所あり、駐車台数は7,113台となっています。駅周辺における自転車駐車場を確保することにより、自家用車の利用を控え、市民の公共交通機関の利用意識が高まり、環境負荷の低減に繋がっています。

2-5 基本方針5「環境負荷を低減して、循環型の社会をつくる」

(1) 基本施策：エネルギーを有効利用する

目標：①化石エネルギーの使用を抑制し、新エネルギーへの転換を目指します。

(2) 基本施策：ごみの減量や再使用・再利用を推進する

目標：②1人1日当たりごみ排出量を872g以下にするとともに、市内の年間ごみ排出量を47,961t以下にします。

③ごみの資源化率を30%以上にします。

④不法投棄やごみの散乱を防止します。

(3) 基本施策：グリーンコンシューマーの取り組みを普及、支援する

目標：⑤市民がグリーンコンシューマーになる機会を増やします。

(4) 基本施策：環境配慮の事業活動を普及、支援する

目標：⑥企業の環境活動を支援します。

(1) エネルギーを有効利用する

①化石エネルギーの使用を抑制し、新エネルギーへの転換を目指します。

新エネルギーの有効利用を促進するため、太陽光発電システムをはじめ、太陽熱利用システム（自然循環型及び強制循環型）、定地用リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、HEMSの設置について、補助金を交付しました。

平成30年度は、109件の設備に補助金を交付し、うち太陽光発電システムは、63件でした。

公共施設については、藤沢公民館、健康福祉センター、金子中学校及び武蔵中学校の4施設で太陽光発電システムが稼働しています。

(2) ごみの減量や再使用・再利用を推進する

②1人1日当たりごみ排出量を872g以下にするとともに、市内の年間ごみ排出量を47,961t以下にします。

ごみの減量については、ごみ減量化等推進地区説明会の開催、3Rの啓発活動、ごみ分別アプリの活用、各種チラシの配布によるPR、ごみ減量化等推進協力会の活動、「生ごみ堆肥化」をテーマとしたごみ減量講演会を実施しました。

平成29年度の1人1日あたりのごみ排出量822gに対し、平成30年度の1人1日あたりのごみ排出量は、0.5%減の818gでした。また、平成29年度の市内年間ごみ排出量44,634.44tに対し、平成30年度は、0.7%減の

44,304.89tでした。

今後も各事業を見直しながら、雑がみの分別や入間市内の彩の国エコぐるめ事業協力店の登録等に継続して取り組むと同時に、市民、事業者に対して排出の抑制、再利用、再資源化の3Rを啓発していきます。

③ごみの資源化率を30%以上にします。

古布・紙類、プラスチックの委託収集、再生品売却、小型家電の拠点回収等を実施し、資源化に努めました。また、集団資源回収を行った団体に対して資源再利用奨励補助金を交付しました。

平成30年度のごみの資源化率は、24.25%でした。古布・紙類、プラスチック・ビニール類、小型家電、ビン・缶・ペットボトル等の資源物のリサイクルに継続して取り組むとともに、焼却灰の資源化については、年間1,200tを目標として増量を図っていきます。容器包装廃棄物については、関連事業者等との連携を推進し、品質の改善を図ると同時に、広報紙や説明会等を通して市民に分別方法の周知を行い、3R意識の向上を促していきます。

④不法投棄やごみの散乱を防止します。

不法投棄パトロールについては、月曜日から金曜日（年間235日）、夜間パトロールを月2～3回（年間32日）実施しました。また、市民清掃デーには約3万3千世帯が参加しました。この事業は、環境美化の推進と環境意識の向上に貢献しています。

（3）グリーンコンシューマーの取り組みを普及、支援する

⑤市民がグリーンコンシューマーになる機会を増やします。

グリーンコンシューマー活動の普及、支援については、環境市民講座を通して市民の方へ呼び掛けを行いました。また、レジ袋削減に繋げるための啓発運動として、市内のスーパーにおいて「ごみ減量・マイバッグ推進キャンペーン」を実施しPRに努めました。

（4）環境配慮の事業活動を普及、支援する

⑥企業の環境活動を支援します。

入間市工業会では、埼玉県環境保全連絡協議会に加盟しており、視察研修等の情報提供を行っています。また、国や県で開催する講演会・セミナー等の情報提供も行っています。

2-6 基本方針6「地球環境保全のために貢献をする」

(1) 基本施策：地球温暖化防止の取り組みを推進する

目標：①ISO14001環境マネジメントシステムにおける省エネ・省資源を率先的に推進します。

②エコライフを進めます。

(2) 基本施策：国際交流を通じて地球環境保全に取り組む

目標：③姉妹都市や友好都市との交流を通して地球環境保全に貢献します。

(3) 基本施策：生物多様性保全への取り組みを進める

目標：④生物多様性保全への取り組みを進めます。

(1) 地球温暖化防止の取り組みを推進する

① ISO14001環境マネジメントシステムにおける省エネ・省資源を率先的に推進します。

庁舎内における電気使用量については平成17年度と比較して、4.22%減少しました。引き続き来庁者や業務に支障のない範囲で、節電に取り組めます。

二酸化炭素排出量については、本庁舎の電気・燃料使用量（電気、都市ガス、軽油、ガソリン）を対象に算出し、平成30年度は、平成17年度と比較して15.4%減少しました。

②エコライフを進めます。

エコライフへの取り組みとして、埼玉県が推進しているエコライフDAYチェックシートを活用しています。

平成30年度のエコライフDAY参加者数は、41,560人でした。

(2) 国際交流を通じて地球環境保全に取り組む

③姉妹都市や友好都市との交流を通して地球環境保全に貢献します。

姉妹・友好都市交流事業のうち派遣事業では、ドイツ、中国の環境に対する取り組みを知ることができます。特にドイツは、簡素な商品の包装、衣類のリサイクル、ペットボトルのデポジット制度など日本にはない取り組みに触れ、環境を意識した暮らしを感じることができます。

(3) 生物多様性保全への取り組みを進める

④生物多様性保全への取り組みを進めます。

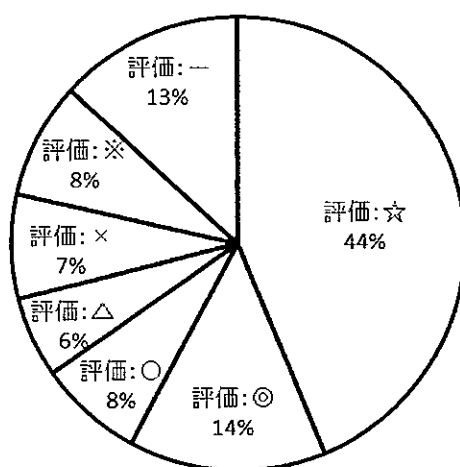
自然環境の保全事業について、加治丘陵、狭山丘陵、谷田の泉周辺、牛沢カタクリ自生地周辺、保護樹林・市民の森において保全事業を行いました。今後も、生態系ネットワークの核となる部分を良好に保つよう努めます。

2-7 総合結果・評価

第二次入間市環境基本計画は4つの環境像を実現するため、6つの基本方針を設定しています。各基本方針は目標及び施策が定められており、これらの施策を評価することで、4つの環境像の実現を目指しています。

表2-5 平成30年度取り組み評価

評価基準		基本方針						合計
		1	2	3	4	5	6	
☆	100%以上の達成率	12	10	10	8	7	6	53
◎	達成率90～100%未満	3	2	1	7	4	0	17
○	達成率70～90%未満	1	1	1	1	4	1	9
△	達成率50～70%未満	2	0	5	0	0	0	7
×	達成率50%未満	2	1	1	1	3	1	9
※	単年度評価のできないもの	0	0	5	3	0	2	10
—	評価のないもの	0	1	8	3	2	2	16
計		20	15	31	23	20	12	121



平成30年度における取組施策121項目のうち、目標を達成あるいはおおむね達成できたもの（達成率70%以上のもの）が79項目で、全体の約66%となりました。また、達成率70%未満のものは16項目で全体の約13%となり、単年度で評価できないものや目標値が設定されていないものを除くと、おおむね達成することができました。

第3章 環境マネジメントシステム

3-1 環境マネジメントシステムの取り組み

第3章 環境マネジメントシステム

3-1 環境マネジメントシステムの取り組み

環境マネジメントシステムは、環境方針に基づき環境への影響を改善するための取り組みを決定し、これを実行するとともに、点検評価を通じて必要な見直しを行い、継続的な改善を図るPDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACT）で運用します。

各課の取組計画は、全庁的な目標を達成するための各課単位の目標を設定するものです。

表3-1 各課の取組計画

分野	課所数	主な取り組み内容
省エネルギー	42課（所・局）	昼休み、時間外の間引き照明、消灯。 パソコンの待機電力の削減。
ごみの削減、リサイクル	18課（所・局）	資源ごみ等の分別。
紙、印刷の削減	9課（所・局）	両面印刷、裏面利用、集約印刷。 資料を適正部数で作成。
時間外勤務の削減	4課（所・局）	時間外勤務の削減による照明、パソコン使用の削減。
グリーン購入の推進	9課（所・局）	事務用消耗品等は、環境配慮型商品を購入。
その他	1課（所・局）	封筒に環境に関するロゴ等を加えた啓発活動。

表3-2 各課の取組状況

評価	上半期	下半期
1：0～49%	12課（所・局）	14課（所・局）
2：50～69%	10課（所・局）	6課（所・局）
3：70～89%	11課（所・局）	10課（所・局）
4：90～99%	19課（所・局）	14課（所・局）
5：100%以上	31課（所・局）	39課（所・局）

第 4 章 第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

4-1 目的

4-2 結果・解説

第4章 第四次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

4-1 目的

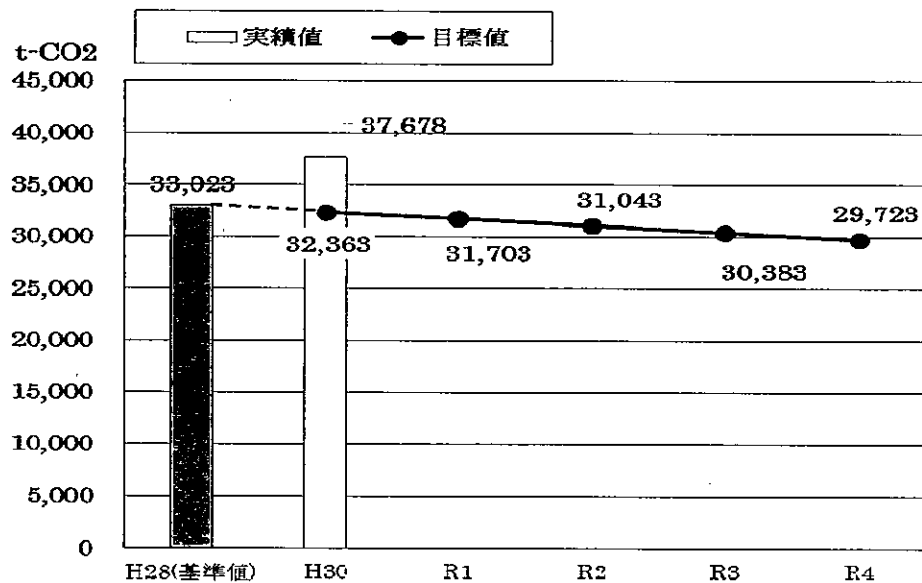
本市では、平成30年度から「第四次入間市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を実施しており、対象となる入間市の本庁舎及び庁外施設で行う全ての事務及び事業（一般廃棄物の焼却を含む）に対し、平成28（2016）年度を基準に平成30（2018）年度から令和4（2022）年度までに9,990[t-CO₂]の温室効果ガスを削減することを目標としています。

4-2 結果・解説

（1）温室効果ガスの総排出量について

本庁舎及び庁外施設における平成30年度温室効果ガスの総排出量は、平成28年度（基準年度）に対し、4,655[t-CO₂]増加しました。（図4-1）

図4-1 各年度温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）



（2）温室効果ガスの種類別排出状況について

入間市で行う事務及び事業から発生する温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類です。

（1）で示した温室効果ガス総排出量について、ガスの種類別排出量は次のとお

りです。なお、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、二酸化炭素の重さに換算して計算しています（二酸化炭素換算）。（表４－１）

表４－１ 温室効果ガスの種類別排出量（二酸化炭素換算）

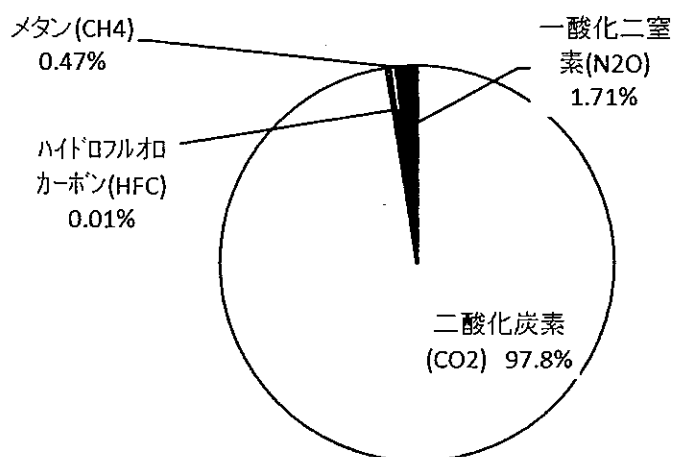
温室効果ガスの種類	温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算[t-CO ₂])	
	平成28年度(基準年)	平成30年度
二酸化炭素(CO ₂)	32,204	36,854
メタン(CH ₄)	176	176
一酸化二窒素(N ₂ O)	641	646
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	2	2
計	33,023	37,678

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも一致しません。

平成28年度と比較すると、二酸化炭素が14.4%、一酸化二窒素が0.78%増加しました。

それぞれの温室効果ガスの種類で比較すると、二酸化炭素の排出がその他のガスよりも大きいことがわかります。（図４－２）

図４－２ 平成30年度の温室効果ガスの種類別排出量の割合



二酸化炭素は電気や燃料の使用、一般廃棄物における廃プラスチック類の焼却等により排出されます。したがって、電気や燃料の使用を控え、廃プラスチック類のごみの排出量が減少すれば、温室効果ガスの排出削減につながります。

(3) 項目別の温室効果ガスの排出状況について

温室効果ガスの排出の原因となる活動項目については、電気使用によるもの、燃料（都市ガス、LPG、重油、軽油、灯油、ガソリン）使用によるもの、一般廃棄物の焼却によるもの、浄化槽の処理によるもの、庁用車の走行量に伴うものに分けることができます。

(1) で示した温室効果ガス総排出量について、各活動項目別の温室効果ガス排出量及び平成30年度における温室効果ガス排出量の活動項目別の割合は次のとおりです。

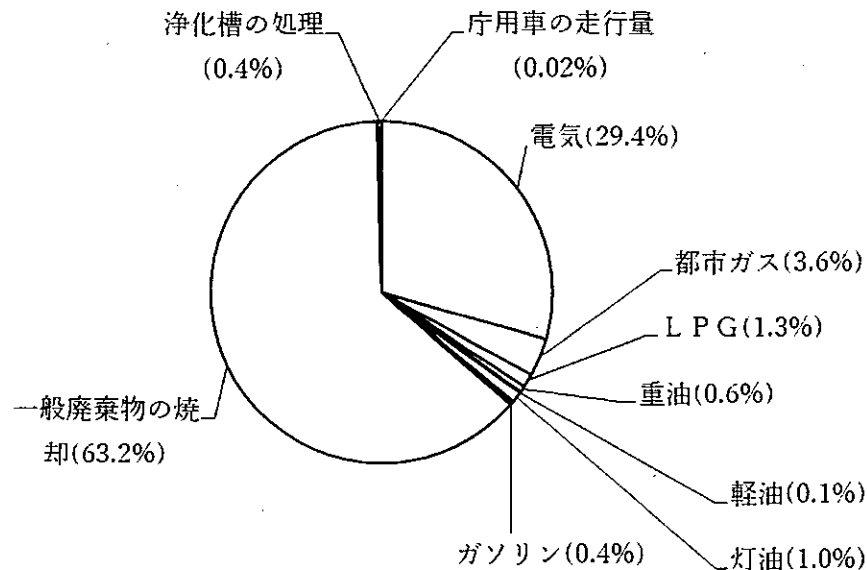
(表4-2) (図4-3)

表4-2 活動項目別温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）

活動項目	温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算[t-CO ₂])	
	平成28年度(基準年)	平成30年度
①電気使用	11,173	11,083
②燃料(都市ガス)使用	1,373	1,355
③燃料(LPG)使用	478	482
④燃料(重油)使用	310	228
⑤燃料(軽油)使用	50	46
⑥燃料(灯油)使用	408	377
⑦燃料(ガソリン)使用	136	145
⑧浄化槽の処理	154	153
⑨庁用車の走行量 (カーエアコン使用に伴う排出含む)	7	7
①から⑨の計	14,089	13,875
⑩一般廃棄物の焼却	18,933	23,803
合計(総排出量)	33,023	37,678

※小数点以下四捨五入のため、合計が必ずしも一致しません。

図 4－3 平成 30 年度の活動項目別温室効果ガス排出量の割合



排出される温室効果ガスのうち、「⑩一般廃棄物の焼却によるもの」が全体の約 6 割、続いて「①電気使用によるもの」が 3 割あって、温室効果ガス排出量の増加に大きく影響するのはこれらの活動項目であることがわかります。

表 4－2 より平成 30 年度の電気使用と浄化槽の処理のほか、燃料使用の都市ガス、重油、軽油、灯油からの排出量は、平成 28 年度と比べて削減できています。また、庁用車の走行量は、平成 28 年度と同数の排出量でした。

しかし、燃料使用の LPG 及びガソリンと一般廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量は、平成 28 年度比で 0.8%、6.6%、25.7% とそれぞれ増加しています。

電気使用量から二酸化炭素量を算出する場合、排出係数を乗じて、二酸化炭素量へ換算します。排出係数は毎年度、電力を発生させた方法によって変動します。例えば、水力・風力等の自然エネルギーを用いて発電している場合は温室効果ガスが排出されないためゼロとなりますが、火力発電所で発電した場合、排出係数は大きくなります。

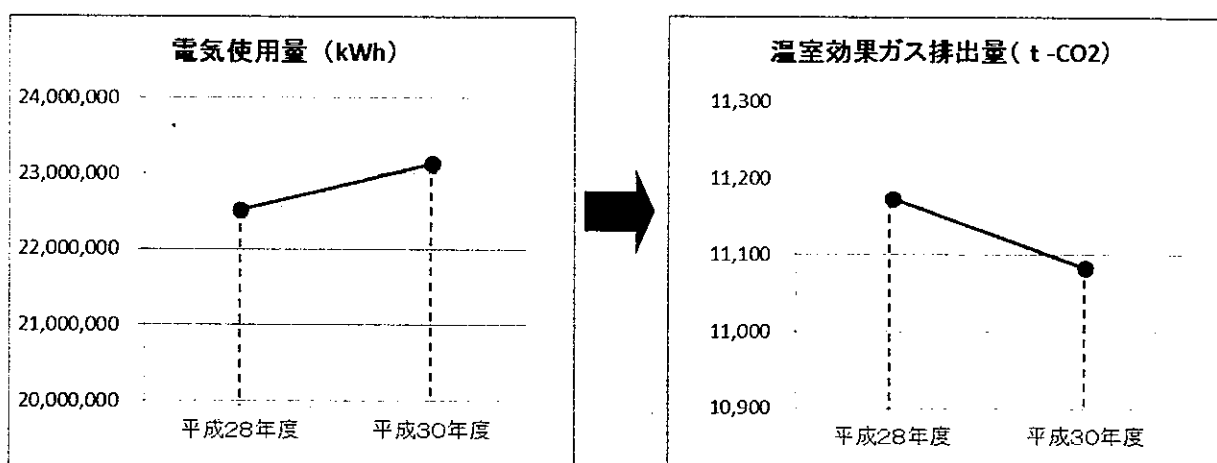
また、排出係数は電気事業者ごとに数値が異なります。基準年度は東京電力エネルギーパートナー㈱の排出係数を、平成 30 年度は各施設で契約している電気事業者による排出係数を使用して算出しています。

(計算式)

$$\text{排出量 [t-CO}_2\text{]} = \text{電気使用量 [kWh]} \times \text{調整後排出係数 [t-CO}_2\text{/kWh]}$$

平成28年度及び平成30年度の電気使用量及び温室効果ガス排出量の増減について、グラフを用いて表すと、以下のとおりになります。

図4-4 電気使用量及び温室効果ガス排出量平成28年度と平成30年度の比較増減



電気使用量については増加しましたが、温室効果ガス排出量が減少しています。これは、電気事業者ごとに排出係数が異なるためです。

環境負荷の軽減に向け、LED照明の導入や節電などの取り組みも継続し、電気使用量の削減に努めていく必要があります。

平成30年度 公共施設の電気使用にかかる電気事業者の排出係数

電力事業者	排出係数 [t-CO ₂ /kWh]	主な施設
東京電力エナジーパートナー(株)	0.000475	健康福祉センター、 産業文化センター、 市民会館、市民体育館等
(株)サイサン	0.000476	保育所、学童保育室等
伊藤忠エネクス(株)	0.000527	総合クリーンセンター
(株)関電エネルギーソリューション	0.000549	文化創造アトリエ、 小学校等
丸紅新電力(株)	0.000409	市役所本庁舎